

社会福祉法人精華町社会福祉協議会 会長専決規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第28条第1項に規定する「日常の業務」に関する会長専決事項を定めるものとする。

(専決事項)

第2条 本会定款第28条第1項ただし書の「日常の業務」に関する会長専決事項を、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (4) 設備資金の借りに係る契約であつて予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - (ア) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々購入等
 - (イ) 施設整備の保守管理、物品の管理等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重要な影響があるものを除く
- (11) 災害時等、緊急を要する物品の購入等

第3条 第2条の規定により、専決した場合、会長は特に必要なものについては理事会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。